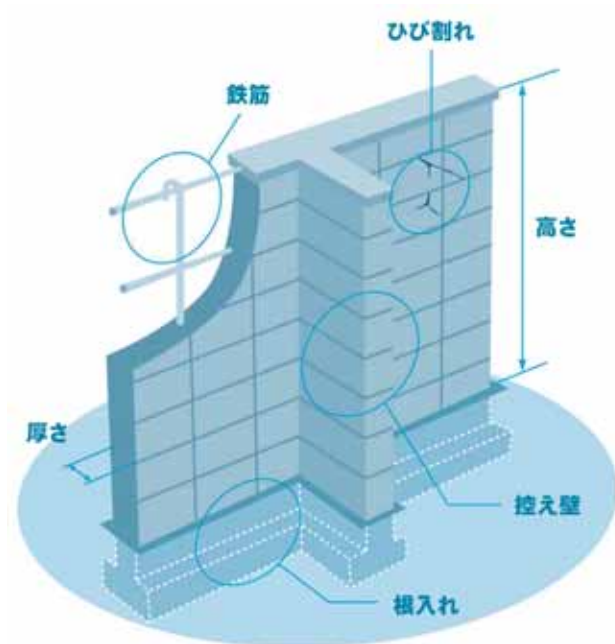


# ブロック塀の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば、危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
  - ・ 塀の高さは地盤から 2.2 m 以下か
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・ 塀の厚さは 10cm 以上か。(塀の高さが 2 m 超 2.2 m 以下の場合は 15cm 以上)
- 3. 控え壁はあるか。  
(塀の高さが 1.2 m 超の場合)
  - ・ 塀の長さ 3.4 m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか
- 4. 基礎があるか
  - ・ コンクリートの基礎があるか

- 5. 塀は健全か
  - ・ 塀に傾き、ひび割れはないか

### <専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋は入っているか
  - ・ 塀の中に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか
  - ・ 基礎の根入れ深さは 30cm 以上か (塀の高さが 1.2 m 超の場合)

### 組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から 1.2 m 以下か
- 2. 塀の厚さは十分か
- 3. 塀の長さ 4 m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか
- 4. 基礎があるか
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか
- 6. 基礎の根入れ深さは 20cm 以上か



チェックポイントにあてはまる内容があったら、建築士等の専門家やブロック塀の施工業者に相談する等、安全対策に努めましょう。

町では愛知建築士会の協力で、住まいの無料相談会を実施していますので、そちらでもご相談いただけます。(偶数月第3火曜日、要予約、役場都市計画課まで)

# ブロック塀

# の自己診断、家具の転倒防止について

▶ 問合せ 役場都市計画課

30年6月18日、大阪北部を中心に震度6弱の地震が発生し、地震により倒壊したブロック塀や家具の下敷きとなり、尊い命が失われました。

町においても、町内の施設の緊急点検を行うとともに、大規模地震による被害を未然に防ぐため、関係施設の適正な維持管理を行っています。

また、住民のみなさん一人ひとりが防災対策を行うことで、被害を最小限に抑えることができますので、あらためて身の回りの点検を行っててください。

## ブロック塀の転倒防止対策



ブロック塀は、プライバシーの確保や防犯的な意味等から、住環境の確保に大きな役割を果たしています。

しかし老朽化が進んだり、構造基準を満たさないブロック塀等は、大規模な地震発生時に塀の倒壊等により、人が下敷きになったり、倒れた塀が道路をふさぎ、避難や救助・消火活動を妨げることにもなります。

ブロック塀等は所有者個人の財産であり、所有者の責任における適切な管理が必要になりますので、基準を守り、みんなが安心して暮らせるまちづくりを心がけましょう。

既存のブロック塀がある場合、次のページ「点検のチェックポイント」をしてみましょう。  
また、町では、「武豊町生垣設置に関する補助金交付要綱」を設け、緑の町づくりと都市防災の強化を目的に、既存のブロック塀等を取壊し、生垣を設置する場合に補助金制度を設けています。詳しい内容については、役場都市計画課までお問合せください。

## 家具の転倒防止



南海トラフの巨大地震では、本町において震度7の激しい揺れが予想されており、建物の倒壊、家具の転倒により大きな被害が想定されています。

在宅時に地震が発生した場合は、命を確保することが最優先であり、家具固定は命を守るための第一歩となります。

また、町では、地震発生時に家具の転倒による死亡・負傷等事故防止のため、満65歳以上のみの世帯や、障害者手帳をお持ちの人等を対象に「家具転倒防止金具取り付け」に対して費用を負担する制度を設けています。

詳しい内容については、役場防災交通課までお問合せください。